

第3章 各論

基本的方向1

特色ある教育と心の教育の推進

基本的方向2

安全で安心して学べる教育環境の整備

基本的方向3

教育を支える地域づくりの推進

基本的方向4

生活を豊かにする生涯学習の推進

基本的方向5

歴史・文化資源の保存と継承

○ 役割分担 について

各施策の「役割分担」は、後期基本計画の役割分担から抜粋しています。

○ 関連事業、会議・研修等 について

各施策の「関連事業、会議・研修等」の欄には、本計画策定時の事業等の名称を記載しています。

基本的方向1

特色ある教育と心の教育の推進

【SDGs】		【目指す方向】
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。</p>

【役割分担】	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒は、自ら生活習慣及び学習習慣を身に付けます。 ・保護者や地域は、子どもの成長を支援します。 ・保護者は、家庭教育の充実を図ります。 ・保護者や地域は、学校行事に積極的に参加したり、協力したりします。 ・保護者や地域は、児童生徒の「郷土愛の醸成」のための取組に参画します。 ・保護者や地域は、子どもの将来像について話し合います。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域とともにある学校」づくりへ積極的に参画し、児童生徒のキャリア教育や就業体験に協力します。 ・児童生徒の「郷土愛の醸成」のための取組に協力します。 ・家庭や地域と連携を図りながら児童生徒の学力及び体力向上のため、積極的な協力を努めます。 ・学校行事等に参画する保護者やこれから保護者となる従業員に対する理解やサポートに努めます。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「一校一改革・一挑戦」を実践し、学力及び体力の向上を図ります。 ・教職員の研修に努めます。 ・実態に応じた小中一貫教育を推進します。 ・個別の教育支援計画を作成し、適切な指導と必要な支援を行います。 ・不登校児童生徒及びその保護者に対し、個々の状況に応じた柔軟な支援体制を工夫します。

【役割分担】	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校が実践する学力及び体力向上のための「一校一改革・一挑戦」を支援します。 ・学校訪問等を通して、教職員の指導力向上のための指導・助言を行うとともに、研修の充実を図ります。 ・各学校が取り組む小中一貫教育を支援します。 ・地域の教育力を活かしながら児童生徒の活動の場を提供します。 ・個別の教育支援計画の作成を支援します。 ・不登校児童生徒の学びを支援します。

基本的方向1の施策と人づくりの柱との関連			
	施 策	人材育成	環境整備
施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実	○	○
施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実	○	○
施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実	○	○
施策4	グローバル化に対応する教育の充実	○	○
施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実	○	○
施策6	連続性・一貫性のある教育の推進	○	○
施策7	主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進	○	○
施策8	科学技術の基盤となる教育の推進	○	○
施策9	教職員の資質・能力の向上	○	○

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実
------------	--------------------------

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題

- 学校は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、社会に開かれた教育課程^{※1}の実現、カリキュラム・マネジメント^{※2}の推進を通して、子どもたちに3つの資質・能力（「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性」）を育むことが求められています。
そのため、本市の各学校では、教育課程や授業の工夫改善に取り組んでいます。
- 各学校では、ICTの効果的な活用等を通して、児童生徒にとって「個別最適な学び」^{※3}と「協働的な学び」^{※4}が一体的に充実するよう、様々な学習方法を取り入れ、子どもが主体的に学べる多様な学びの実現に努めています。
- 本市の「全国学力・学習状況調査」の結果は、全国とほぼ同程度という状況にあります。
しかし、教科ごとの課題も見られることから、学校では学力調査の結果分析に基づく学力向上改善プランを作成し、課題の克服に取り組んでいます。
- 子どもたちが、豊かな語彙力、表現力、想像力、必要な情報を得る力を育むために、読書習慣が定着するよう、各学校では、本に親しむための様々な取組を行っています。

※1 **社会に開かれた教育課程**：教育目標や経営方針等を家庭や地域と共有し、社会と連携・協働しながら資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

※2 **カリキュラム・マネジメント**：各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

※3 **個別最適な学び**：「指導の個別化」と「学習の個性化」を図ることで実現される学び。

※4 **協働的な学び**：課題解決のために一人一人のよい点や可能性を生かし、多様な他者と協働する中で実現される学び。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	全国学力・学習状況調査の全国平均との比較 (全国学力・学習状況調査)	-1.4	1.2
2	「学校の授業時間以外に普段、1日当たりどれくらい の時間、読書をしますか。」に対する30分以上 の割合（全国・学力学習状況調査）	-	35%



1人1台端末を使った授業



大型提示装置を利用した授業



授業づくりの研修



学力向上推進リーダーとの
授業の振り返り



図書室での活動



読書活動

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(1) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
<p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげます。</p> <p>また、2学期制のよさや、児童生徒、地域の実情等を踏まえたカリキュラム・マネジメントを充実し、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図ります。</p>				

具体的な方策	内 容
①「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	多様な特性を有する子どもたちに対し「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して資質・能力の育成を図るため、教師の手立て等について研究を深め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が具体的な改善の視点であることに留意し、授業改善を推進します。
②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実	I C Tの効果的な活用等を通し、子どもたち自身で立てた計画にそって進める学習や、学習課題・過程・形態等を子どもたち自身が判断して取り組む授業など、様々な方法を取り入れ「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組みます。
③カリキュラム・マネジメントの一層の推進	各学校の教育目標を実現するために、2学期制のよさや、児童生徒、地域の実態等を踏まえた教育課程を計画的、かつ組織的に編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントの推進を図ります。
④学校の独自性のある学力向上策の推進	「学力向上の一校一改革・一挑戦」を合言葉に、子どもたちの学力状況を踏まえ、各学校の主体性を生かした学力向上策を推進します。
⑤学校訪問指導の充実	学習指導要領の着実な実施に向けて、学校のニーズに応じた指導主事や学校教育指導員による学校訪問指導の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○学校教育指導計画作成事業	○学校訪問（共同訪問・計画訪問・要請訪問）
○学習指導主任研修会	○教育D X推進事業
○教育団体（校長会、教頭会、小教研、中教研）との連携 等	

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(2) 各種学力調査の結果に基づいた学力向上の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	—

国や県、市で実施している各種学力調査の結果を分析し、客観的な根拠に基づいた学力向上を推進します。

具体的な方策	内 容
①各種学力調査の分析・活用による学力向上策の推進	学校では「主体的・対話的で深い学び」が実現した子どもの学びの姿を明らかにし、教師の手立て等についての研究を深め、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。

関連事業、会議・研修等	
○諸検査実施委託事業	○教職員の指導力向上事業

佐野市版「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点		
令和7年5月 佐野市教育委員会		
★授業改善のために、必要な視点を取り入れて、授業づくりをしてみましょう。		
教師の視点		
単元計画の工夫改善	<input type="checkbox"/> 本単元や本時を通して、児童生徒に身に付けさせる資質・能力を明確にしている。	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒が本単元や本時で働かせる「見方・考え方」を明確にし、それを働かせることができる学習活動を設定している。 ※参考資料 下記 2次元 Code	
	<input type="checkbox"/> 学習のめあて（ねらい）の達成につながるような教材・教員の工夫をしている。（ICTを必要な学習場面に効果的に位置付けているなど。）	
	<input type="checkbox"/> 体験的な学習や問題解決的な学習を必要な学習場面に効果的に位置付けている。	
一単位時間の指導過程の工夫改善	<input type="checkbox"/> 児童生徒の活動時間が十分に確保されている授業プランとなっている。（教師の話す時間の長さの適切さ。）	
	導入の工夫	<input type="checkbox"/> 「追究したい、解決したいと思える導入場面の工夫により、児童生徒の学習意欲を喚起している。
		<input type="checkbox"/> 本時の学習のめあて（ねらい）を明確にし、児童生徒にとって必要感のある学習課題を設定している。
		<input type="checkbox"/> 「どのようなことができるようになるか」「どのような学習を行うのか」など、学習の見通しをもたせている。
	展開の工夫	<input type="checkbox"/> 児童生徒が自分の考えをもち、表現できる機会（個、ペア、グループ、全体）を適切に設定している。
		<input type="checkbox"/> 学習のめあて（ねらい）の達成につながるよう、分かりやすい指示、思考を促す発問を工夫している。
		<input type="checkbox"/> 学習の流れや思考の様子などが分かる板書などを工夫している。
		<input type="checkbox"/> 言語活動（話し合い、発表、討論など）の充実のための工夫（思考ツール等）をしている。
		<input type="checkbox"/> 授業の中で自分の考えなどを書く活動を計画的に位置付けている。
		<input type="checkbox"/> 「全ての子どもが安心して学べるための手立て」を考え、授業に臨んでいる。
終末の工夫	【まとめ】	
	<input type="checkbox"/> 「まとめ」は「めあて」と整合性があるものになっている。	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の考えを生かして、全体でまとめを共有するなどを通して、本時の授業で「何を学んだか」が明確にされている。	

授業改善に関するリーフレット（部分）
（市教育委員会作成）



学力向上コーディネーター※1
による授業づくりの研修



学力向上推進リーダー※2による
授業支援

※1 学力向上推進コーディネーター：学校組織マネジメントや学習指導について豊富な知識と経験を有する県教育委員会専任の職員。

※2 学力向上推進リーダー：市内の複数の学校に勤務し、それぞれの学校において教員への個別助言や担任とともに授業を行うことで、学校全体の学力向上を目指す教員。

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(3) 読書活動の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
魅力ある学校図書館や市立図書館づくりを通して、子どもたちの自発的な読書習慣の形成や課題解決に必要な情報を図書資料から得る力等の育成を図ります。				

具体的な方策	内 容
①「佐野市こども読書活動推進の手引き」の推進	「佐野市こども読書活動推進の手引き※1」に基づき、家庭・地域・学校で子どもたちが主体的に読書に取り組むことができるよう、子どもたちの読書活動を推進します。 併せて、蔵書の充実や電子図書館など読書環境の整備を推進します。
②学校図書館事務員の計画的な配置	学校図書館の蔵書管理等を担当する学校図書館事務員を配置し、子どもたちの読書活動の活性化や学習活動での利用促進を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○佐野市こども読書活動推進の手引き	○学校図書館事務員の配置



学校図書館を利用する子どもたちと
学校図書館事務員



佐野市こども読書活動
推進の手引き

※1 佐野市こども読書活動推進の手引き：平成20(2008)年3月に「第1期佐野市子ども読書活動推進計画」を策定し第3期まで取り組んできました。また、令和4(2022)年3月に「佐野市子ども読書活動推進プラン」を策定し様々な事業を展開してきました。本手引きは、これまでの成果と課題を踏まえ、本市の子どもたちの読書活動を推進するため令和8(2026)年3月に策定します。

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実
------------	-------------------------

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に子どもたちの心の成長に関する多くの課題（生活リズムの乱れ、いじめ等の問題行動、忍耐力及び規範意識や対人関係能力の低下、社会性の未発達、自尊感情の低さ等）が指摘されています。 経済的に困難な子育て世帯や児童虐待の相談件数の増加が見られることから、子どもたちの変化を見逃さないよう、学校と市教育委員会で連携し様々な取組を行っています。 ○ スマートフォン等の情報通信技術の発達と浸透による、コミュニケーション方法の変化に伴い、対人関係トラブルやSNS上の誹謗中傷やいじめが社会問題となっています。 子どもたちが巻き込まれる犯罪等も起きているため、本市では、未然防止、早期発見、適切な対応に努めています。 ○ 「特別の教科 道徳」では、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることが求められ、各学校では子どもたちの心に響く道徳の授業を目指して授業改善に取り組んでいます。 ○ 子どもたちの豊かな心の育成に向けた取組をより一層推進するため、各学校では道徳教育の充実をはじめ、人権教育の推進、いじめや問題行動の防止への取組、体験活動の充実などに努めています。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	認知したいじめの解消率（単年度）	80.2%	100%
2	「道徳の授業では自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合（全国学力・学習状況調査）	91.1%	95.0%
3	スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援したケース数	68 ケース	100 ケース
4	「誰に対しても思いやりの心を持っている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合（全国学力・学習状況調査）	92.3%	94.0%

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(1) 道徳教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
道徳教育の要である道徳の授業の創意工夫を図るとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①指導体制の整備の推進と道徳教育の充実	校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備の推進を図り、教育活動全体を通じた道徳教育の充実に努めます。
②道徳の指導の工夫改善	子どもたちの道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を養うため、道徳の指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について研究実践に努めます。
③「道徳教育全体計画」「別葉」等の定期的な見直し	道徳教育の目標達成のための「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期等を整理した「別葉」の定期的な見直しを図り、児童生徒、学校及び地域の実態に即した道徳教育の推進を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○学校訪問指導	○パワーアップ研修講座



道徳の授業

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(2) 人権教育の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
佐野市人権教育基本方針、第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画（改訂版）等に基づき、学校教育、社会教育等の相互の連携を図りながら、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を解決するための人権尊重の精神の涵養を図ります。				

具体的な方策	内 容
①人権教育に関する研究の推進と研究成果の活用	市教育委員会指定による人権教育研究校での実践的な研究や佐野市立小中学校人権教育研究会による研究の成果を生かした人権教育の推進を図ります。
②人権教育に関する研修の推進	人権教育に関する教職員の研修機会の設定や校内研修等で活用できる映像資料の整備の充実等を計画的に行い、人権教育に関する研修の推進を図ります。

関連事業、会議・研修等
○学校教育における人権教育研究推進事業、人権教育研究会運営事業
○人権教育主任会議、人権教育研修会 I



人権教育研究校での発表



人権教育主任会議



佐野市人権教育・啓発推進基本計画(改訂版)

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
多様化するいじめや問題行動等に対応するために児童・生徒指導体制を確立し、組織的に未然防止や早期発見、適切な対応に努めます。				

具体的な方策	内 容
①児童・生徒指導体制の確立	子どもたち一人一人の理解に基づいた児童・生徒指導を推進するとともに、学校と関係機関等が連携・協働して、組織的に対応する児童・生徒指導体制の確立を図ります。
②学級経営を基盤とした児童・生徒指導の充実	日頃から学級経営の充実を図り、学業指導 ^{※1} をはじめ、全教育活動における児童・生徒指導の充実強化に努めます。
③いじめ防止基本方針に基づく対策の推進	「佐野市いじめ防止基本方針 ^{※2} 」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する子どもたちの認識を深めるとともに、いじめの予防、早期発見、適切な対応に努めます。
④宣誓「STOP THE いじめ」等を活用した啓発の推進	市教育委員会で策定した宣誓「STOP THE いじめ」や「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」 ^{※3} を掲載したクリアファイルを子どもたちに配布し、いじめゼロに向けた意識の高揚を図ります。
⑤いじめ防止アドバイザーの配置と活用の促進	専門的な見地から助言を行う外部のいじめ防止アドバイザーを配置し、対応が困難ないじめ問題の解決に向けて取り組みます。

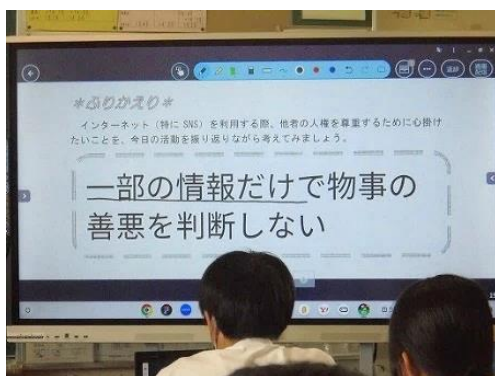
※1 学業指導：それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し社会性を身に付けたり、意欲的に学習に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のこと。（学業指導の充実に向けて－学業指導をすべての教職員が進められるために－平成24(2012)年3月栃木県教育委員会より引用）

※2 佐野市いじめ防止基本方針：平成25(2013)年9月のいじめ防止対策推進法の施行を受け、本市のいじめ防止の基本方針として平成27(2015)年11月に策定しました。（最終改定 平成31(2019)年3月）

※3 佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言：平成26(2014)年8月に「いじめゼロさのまるサミット」を開催し、宣言を採択しました。これを受け、「いじめゼロ大人宣言」（佐野市の青少年とともに育つ市民の会）も採択され、学校、家庭、地域が一体となり、いじめの未然防止等の取組を推進しています。

具体的な方策	内 容
⑥教育相談の充実	市教育センターへの相談業務を担当する職員の配置や学校への心の教室相談員の配置を通して、悩みをもつ子どもたちや保護者等に対する相談支援の充実を図ります。
⑦スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進	児童・生徒指導上の諸課題に対応するために、学校や子どもたち、家庭を福祉機関等につなげ支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）※4 を市教育センターに配置し、その活用の促進を図ります。
⑧デジタル・シティズンシップ教育の推進	デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力であるデジタル・シティズンシップを育むため、学校においては、1人1台端末の活用を図り、自主的なルールづくり等を推進し、適切な使い方が身に付くよう指導を行います。また、家庭に対して啓発通知の配布を行い、保護者から子どもへよりよいSNS等の利用の推進を呼びかけます。

関連事業、会議・研修等	
○いじめ問題対策事業	○スクールカウンセラー活用事業
○いじめ防止アドバイザー活用事業	○県スクールソーシャルワーカー活用事業
○いじめ防止推進事業	
○教育相談事業	○心の教室相談員活用事業



情報モラルに関する授業



田沼東中学校区 いじめ0（ゼロ）サミット

※4 スクールソーシャルワーカー（SSW）：法律や制度を活用し、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しをし、児童生徒の悩みや課題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(4) 体験活動の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの成長の糧となる社会や自然、人、文化など様々な対象に直接関わる豊かな体験活動の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①学校や地域の特色を生かした体験活動の推進	学校や地域の特色を生かした自然体験活動や社会奉仕体験活動等を計画的に位置付け、推進を図ります。
②子どもたちの文化芸術鑑賞・文化芸術体験の充実	子どもたちが身近で本物の音楽・演劇・美術に触れる、伝統文化等を体験する、といった体験機会の充実を図ります。
③異年齢の交流活動の充実	異年齢の人と関わる喜びを育むために「縦割り班活動」「異学年交流」等の交流活動の充実を図ります。
④豊かな体験を積める機会（市主催・共催行事）の設定	子どもたちが豊かな体験を積むことができるよう、子ども会ジュニアリーダー研修会等の体験活動機会の設定を図ります。

関連事業、会議・研修等
○子どもふれあい文化芸術事業
○子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業
○佐野・芦屋青少年交流事業
○郷土博物館 学校利用推進事業
○葛生化石館 出張講座



芸術鑑賞会

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(5) 読書活動の推進（再掲）			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
これからの人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない読書を通して、子どもたちの感性の醸成、豊かな創造力や想像力の育成に努めます。				

施策3 健やかな体の育成に向けた教育の充実

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題	
○	健康や体力は、私たちが生涯にわたり、いきいきと生活するために不可欠なものです。 義務教育段階では、子どもたちが運動の楽しさを実感できるような体育授業の実践や、早寝早起き、朝ごはんなどの基本的な生活習慣を獲得するための取組等を推進していくことが求められているため、各学校では、実情に合わせた様々な取組を行っています。
○	本市の子どもたちの体力や生活習慣等の状況については、令和6（2024）年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、体力に関しては、小学生・中学生の男女ともに全国とほぼ同程度という結果でしたが、柔軟性や投力など種目によっては課題が見られます。
○	本市の子どもたちの1日当たりの運動時間を県の平均と比較すると、1時間未満の割合が多く、1時間以上の割合が少ないことから、運動時間が短い傾向にあります。
○	健康に関しては、感染症やアレルギー疾患など、子どもたちを取り巻く健康課題は多様化しています。 そのため、学校生活において様々な配慮をしなければならないケースが増加しており、各学校では、学校保健の充実や食育の推進に取り組んでいます。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	新体力テストの平均得点の全国平均との比較 (単年度)	-0.4	2.3
2	「朝食を毎日食べている。」に対する「あまりしていない」「全くしていない」の割合 (全国学力・学習状況調査)	8.8%	0%

施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(1) 体力向上に向けた体育活動の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
運動の楽しさを味わい体力向上につながる体育活動の充実や指導の工夫改善を図るとともに、学校部活動の地域展開を見据え、持続可能かつ効果的な部活動運営のための取組を進めます。				

具体的な方策	内 容
①運動の日常化の推進	「体力向上の各校一改革・一挑戦」を合言葉に「できる」「分かる」喜びを実感できる体育の授業や業間運動 ^{※1} 、外遊びの奨励など、各学校の実態に応じた特色ある体力向上の取組を通して、子どもたちの運動の日常化を推進します。
②新体力テストの実施及び分析と活用	全校で新体力テストを実施し、その結果の分析に基づく子どもたちの体力向上に向けた指導の工夫改善に取り組みます。
③部活動地域展開の推進	学校と地域との連携・協働により部活動地域展開 ^{※2} を推進し、学校部活動に代わる新たな生徒の活動の場として、地域クラブ活動 ^{※3} を実施します。
④持続可能な運動部活動の実現	部活動地域展開を見据え、「佐野市運動部活動の在り方に関する方針」 ^{※4} に基づく部活動休養日の設定、専門的な技術や指導力を備えた部活動指導員や外部指導者の配置、学校単位から一定規模の地域単位での部活動の在り方の研究など、持続可能な部活動の実現に向けた取組や研究を推進します。

※1 業間運動：小学校などで行われる、授業と授業の間の休憩時間（業間）などに行う運動活動のこと。

※2 部活動地域展開：少子化が進む中で、部活動の休部・廃部により、単独では試合に出られない学校も増えるなど、学校単位での部活動の維持が困難なことから、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保をするため、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ学校から地域へ展開していく取組のこと。

※3 地域クラブ活動：社会教育法上の「社会教育」の一環として実施される学校の教育課程外の活動。

※4 佐野市運動部活動の在り方に関する方針：学校や地域の実態に応じた多様な運動部活動の形を構築することを目的として本市の基本方針を平成31（2019）年3月に策定しました。

関連事業、会議・研修等

- 小学校部活動支援事業
- 小学校部活動指導者派遣事業
- 小学校体育連盟記録会等開催支援事業
- 中学校部活動支援事業
- 中学校部活動指導者派遣事業
- 中学校体育連盟大会開催支援事業
- 中学校運動部活動指導者派遣事業
- 部活動地域展開推進事業
- 生涯スポーツ・競技スポーツの推進



業間運動(持久走)



新体力テストの実施



地域クラブ活動

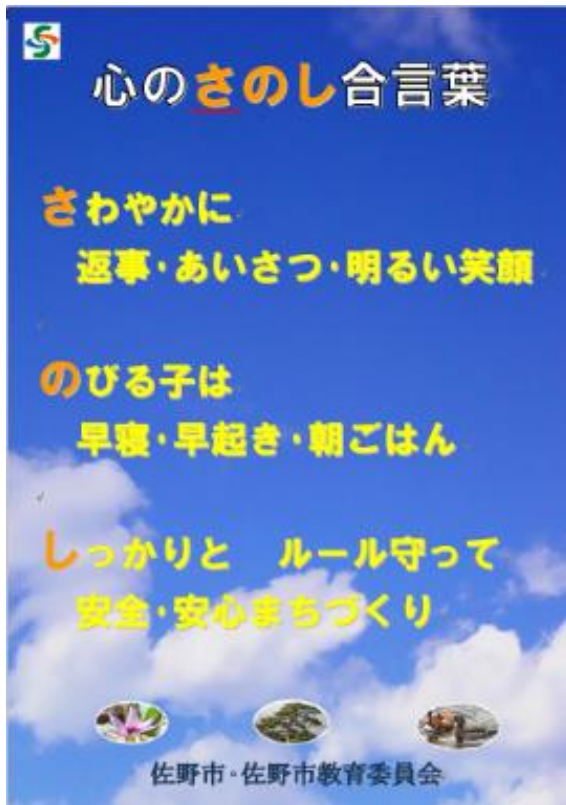


部活動指導員による部活動の指導

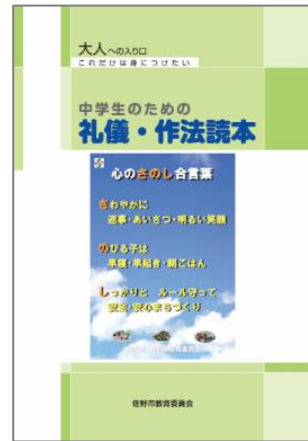
施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(2) 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの心身の健康の基盤であり、自己管理能力を習得するための基礎となる基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進を図ります。				

具体的な方策	内容
①「心のさのし合言葉」を活用した啓発の推進	平成 18 (2006) 年に市と市教育委員会で策定した「心のさのし合言葉」を学校生活で活用できるようポスターやクリアファイル等を配布し、合言葉を通じた基本的な生活習慣への意識付けを図ります。
②「中学生のための礼儀・作法読本」の活用	中学校1年生・義務教育学校7年生を対象に「中学生のための礼儀・作法読本」を配布し、発達の段階に応じた礼儀作法の習得を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○心の教育推進事業	○中学校道徳副読本整備事業



心のさのし合言葉



中学生のための礼儀・作法読本



礼儀・作法読本を利用した授業

施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(3) 学校保健の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するために学校内の組織体制の整備や関係機関との連携を図り、全教職員で学校保健（保健管理・保健教育）の充実に努めます。				

具体的な方策	内 容
①保健管理・保健教育の充実	各学校の学校保健計画に基づき、関係機関や関係各課との連携の下、性に関する指導、薬物乱用防止、生活習慣病予防、感染症予防、熱中症予防、がん教育等の指導の充実を図るとともに、適切な日常の健康観察や定期健康診断、学校環境衛生活動等の実施に努めます。
②歯の健康の保持増進	日常の歯磨き指導や保護者の同意を得た児童を対象に週1回フッ化物洗口を実施し、子どもたちの歯の健康の保持増進を図ります。
③感染症の予防と対策の徹底	感染症予防の啓発と指導の徹底による子どもの健康意識の向上を図るとともに、学校医等との連携、学校等欠席者感染症情報システムによる情報収集等を通して、感染症に対する予防と対策の徹底を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○小学校児童フッ化物洗口事業	○小学校・中学校健康管理支援事業



フッ化物洗口



薬物乱用防止教室

施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(4) 食育の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように学校と家庭が連携して食育の推進に取り組みます。				

具体的な方策	内 容
①「食に関する指導全体計画」に基づく食育の推進	栄養教諭 ^{※1} の専門性を生かした食に関する授業や栽培収穫体験等を学校の「食に関する指導全体計画」に位置付け、食育を計画的に推進します。
②「食育だより」等による啓発の推進	「食育だより」「給食だより」の発行や「佐野市学校給食料理集」の紹介（ホームページ）等を通して、学校給食による食育の啓発を図ります。
③学校給食を通じた佐野市の食文化理解の促進	郷土料理である「しもつかれ」や佐野のご当地グルメ「いもフライ」「佐野黒から揚げ」などを提供する、地場産物を取り入れる、季節や旬に配慮するなど、献立を工夫することを通して、本市の食文化の理解の促進を図ります。

関連事業、会議・研修等
○「食育だより」・「給食だより」発行
○「佐野市学校給食料理集」の紹介（ホームページ）



栄養教諭による食に関する指導

※1 栄養教諭：「栄養教諭制度」は、平成17（2005）年の改正学校教育法と教育職員免許法に基づいて創設されました。栄養に関する専門的知識・能力に加え、児童生徒の心理や発達の段階に配慮した指導ができる、教育の専門家としての資質能力をもった栄養教諭免許状を有する職員。令和7（2025）年度現在、本市には3名配置されています。

施策4 グローバル化に対応する教育の充実

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題
<p>○ グローバル化が進展する中、本市の子どもたちが、語学力・コミュニケーションをはじめ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ、主体性や積極性などグローバル人材に必要とされる様々な力や態度を身に付けるため、各学校では様々な取組を行っています。</p> <p>○ 小学校の高学年で外国語が教科化されるとともに、中学校の指導内容も高度化しました。教員はこれまで以上に子どもたちの英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが求められており、本市の教職員は指導力を高めるため、研さんに努めています。</p> <p>○ 異文化を理解するためには、自国の文化理解が基盤となります。各学校ではふるさと学習を通して、郷土の伝統文化等への理解を深める学習活動を展開しています。</p> <p>○ 生徒を対象とし、ニュージーランドのファンガレイ市との交流や児童を対象としたEnglish Camp等を開催し、異文化体験や英語で意思疎通を行う体験の充実を図っています。</p> <p>○ 異文化に対する理解は、基盤となる自国文化の理解と併せて、異なる文化や生活様式をもつ人々との交流活動も大切です。 市や各学校において、異文化に対する理解を深めるための取組の充実を継続して図る必要があります。</p>

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	英検3級程度以上の英語力を身に付けている生徒の割合	47.2%	50.0%
2	「今までに受けた英語の授業では、英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	74.7%	80.0%

施策4	グローバル化に対応する教育の充実			
主な取組	(1) 外国語教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
小学校外国語活動、小学校外国語科、中学校外国語科の接続に配慮した指導を重視し、教員の指導力や専門性を向上させることを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力を高めるための教育の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①英語によるコミュニケーション能力の育成の推進	子どもたちの英語への興味関心を高め、英語で自分の気持ちや考えをやり取りさせる授業実践等を通して英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。
②外国青年英語指導助手（ALT）による指導の充実	ALTの計画的な訪問により、子どもたちが生きた英語に触れる機会をつくとともに、定期的にALTの研修を実施し、ALTの指導力の向上を図ります。
③高等教育機関等と連携した教員研修の充実	教員が自信をもって英語で授業を行うことができるよう、高等教育機関等と連携した教員の英語の指導力向上研修の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○佐野市立学校英語授業研究会、ALT研修会
○佐野日本大学短期大学英語教育連携事業
○外国青年英語指導助手指導事業
○資格試験等受験料助成事業



教員とALTによる授業

施策4	グローバル化に対応する教育の充実			
主な取組	(2) 異文化体験の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの異文化体験を充実させ、異なる文化や習慣等をもつ人々を理解し受容しながら共生していく力の育成を図ります。				

具体的な方策	内 容
①国際交流活動の推進	ニュージーランドのファンガレイ市との生徒間交流を通して、相互理解と友好親善を深め、国際的視野を広め、豊かな国際感覚を身に付けることを目指します。
②子どもたちが英語に触れ挑戦できる機会の充実	異文化を肌で感じる機会として、「クリケット国際交流事業」を通じたクリケットの体験、高等教育機関と連携した児童対象の「English Camp」や国際交流協会と連携した「英語であそぼう」を開催し、英語や異文化への興味関心を高めます。

関連事業、会議・研修等
○佐野日本大学短期大学英語教育連携事業
○外国青年英語指導助手指導事業 ○ファンガレイ市中中学生交流事業
○クリケット国際交流事業



ファンガレイ市中中学生交流事業

施策4	グローバル化に対応する教育の充実			
主な取組	(3) 伝統と文化を尊重する教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
佐野市の各地域の伝統や文化を学んだり体験したりする学習など、郷土への理解を深め、誇りや愛着を育むための教育を推進します。				

具体的な方策	内 容
①ふるさと学習の推進	各学校で地域の伝統文化や歴史を学んだり豊かな自然に触れたりするふるさと学習を計画的・系統的に実施し、子どもたちの郷土を知り、郷土を誇りに思う心情の育成を図ります。
②社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実	児童の郷土理解が深まるよう小学校及び義務教育学校前期課程の3、4年生が使用する社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実を図ります。
③「佐野かるた」の活用促進	佐野市の名所や歴史・年間行事、ゆかりの人物等を紹介するために佐野市子ども会連合会が作成した「佐野かるた」を社会科の授業やかるた取り大会等で活用し、郷土への興味関心を高めます。

関連事業、会議・研修等	
○3・4年生社会科副読本発行事業	○佐野かるた取り大会



芦蛙獅子舞の披露



飛騨和紙の原料“トロロアオイ”の栽培

施策5 多様な教育的ニーズに対応した教育の充実

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導^{※1}を受けている児童生徒や医療的ケア児^{※2}も増加傾向にあり、一人一人の子どもたちに応じた適切な教育的支援が必要とされています。
また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{※3}構築のための特別支援教育の推進が求められており、本市も特別支援教育の推進に努めています。
- 多様な教育的なニーズに対応するため、国の法整備等も進み、本市では、教育機会確保法^{※4}の理念を尊重し、各種事業に取り組んでいます。
- 不登校の要因は、学校や家庭に関わるだけでなく、様々な背景等が複雑に絡んでいます。
本市では、学校と関係機関の連携、不登校児童生徒支援教室「みんなのまなび^{※5}」の運営や各種事業を通して、児童生徒と保護者の状況に応じた支援を行い、各学校では校内教育支援センター^{※6}の設置に努めています。
- 日本で就労する外国人の増加により、外国人児童生徒数も増え、日本語指導や適応指導の必要性が一層増えています。
本市では、日本語教室の設置や日本語教室指導員を配置しています。

※1 通級による指導：大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を、主に在籍校もしくは、他校に設置されている通級指導教室等で受ける教育形態。

※2 医療的ケア児：学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等。

※3 インクルーシブ教育システム：障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みです。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされています。

※4 教育機会確保法：正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28（2026）年12月14日公布）。学校以外の場で行う多様な学習活動の重要性、不登校の子どもたちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律。

※5 みんなのまなび：不登校児童生徒一人一人に適した活動を実施することにより、社会的自立の基礎となる力を身に付けるための指導及び支援を目的とした不登校児童生徒支援のための施設。本市は2箇所設置しています。

※6 校内教育支援センター：学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談や学習のサポートを行う場所。

第3章 各論
 基本的方向1

第3章 各論 (基本的方向1)

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	障がいのある児童生徒の特性に応じた指導上の工夫を十分行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	38.5%	58.0%
2	「みんなのまなびば」への児童生徒の通室数 (延べ日数)	1,070日	1,950日
3	日本語指導が必要な児童生徒が日本語教室等で指導を受けている割合	81.6%	85.0%



特別支援学級の授業



通級指導教室の授業



みんなのまなびば アクティヴ



みんなのまなびば マイルーム



校内教育支援センター(小学校)



校内教育支援センター(中学校)

施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実			
主な取組	(1) 特別支援教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、特別支援学級や通常の学級等における指導の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①インクルーシブ教育システムのための教育環境づくりの推進	障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、一人一人の教育的ニーズ等に応じた合理的配慮 ^{※1} （基礎的環境整備 ^{※2} を含む）の下で、できるだけ同じ場で共に学ぶことができるような教育環境づくりに努めます。
②特別支援学級における指導及び通級による指導の充実	個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、その発達の段階や障がいの実態に合った指導の充実を図るとともに、特別支援学級支援員の活用など学習支援体制の強化を図ります。
③通常の学級における特別な教育的支援の充実	通常の学級で学ぶ特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対して、適切な指導や必要な支援が行えるよう、特別支援教育に関する校内体制の一層の工夫改善に努めます。
④特別支援教育におけるICTの活用	1人1台端末等、子どもたち一人一人の指導や支援に適したICTの活用を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○さわやか教育指導員配置事業	○さわやか健康指導員配置事業
○特別支援学級支援員配置事業	○特別支援教育研修会
○特別支援教育コーディネーター連絡会議	○教育支援委員会運営事業
○通級による指導連絡会議、通級による指導担当者会議	○巡回相談事業
○スクリーニング・サポート事業	○特別支援教育研究会作品展開催事業

※1 合理的配慮：障がいのある子どもが、他の子どもたちと同様、公平に教育の機会に参加することを目的とし、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のこと。

・障がいの特性や具体的場面・状況に応じて「個別」に必要となるもの。
・体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの。

※2 基礎的環境整備：教材の確保や施設・設備の整備等の「合理的配慮」の基礎となる環境整備のこと。

施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実			
主な取組	(2) 不登校児童生徒への支援の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
教育機会確保法の理念を尊重し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、関係機関等と連携し、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めます。				

具体的な方策	内 容
①アクティヴ・マイルームでの不登校支援の充実	市内2か所に設置している不登校児童生徒支援教室（みんなのまなびばアクティヴ、みんなのまなびばマイルーム）において、不登校児童生徒に社会的自立の基礎となる力を身に付けるための指導及び支援の充実を図ります。
②不登校支援フォーラムの開催等、関係者と協力・連携した取組の実施	不登校児童生徒の保護者等を対象に、不登校支援に関わる方の話を伺い、不登校児童生徒への支援の在り方や大切な考え方等について理解を深め、関係者が、協力・連携した支援の在り方を考えていきます。
③児童・生徒指導体制の確立 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策2】 【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進
④教育相談等の充実 [再掲]	
⑤スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進 [再掲]	

関連事業、会議・研修等
○不登校児童生徒支援教室運営事業
○教育相談事業
○心の教室相談員活用事業



不登校支援フォーラム

施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実			
主な取組	(3) 帰国した児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
日本語教室における日本語指導や適応指導、日本語教育指導員による巡回指導等を通して、帰国した児童生徒や外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう支援の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①日本語教室での日本語指導等の充実	学校に日本語教室を設置し、一人一人の習熟度に応じた日本語指導、適応指導、教科指導の充実を図ります。
②日本語教室指導員による巡回指導の充実	スペイン語・ポルトガル語等を専門とする日本語教室指導員が定期的に巡回指導をし、母語による支援を行います。さらに、家庭訪問や教育相談時の通訳をはじめ、外国人児童生徒の指導に関する様々な支援の充実を図ります。
③外国人児童生徒やその保護者への支援の充実	外国人児童生徒やその保護者が日本の学校生活を理解し適應できるよう、1人1台端末で使用できる翻訳アプリの活用、就学に必要な手続きの補助、必要な通知の翻訳、進学に関する情報提供等の支援の充実を図ります。
④外国人児童生徒の受入体制の研究推進	本市の外国人児童生徒数の増加傾向を受け、本市の実情にあった受入体制について研究を推進します。

関連事業、会議・研修等
○日本語教室担当者会議 ※日本語教室設置校（佐野小、天明小、植野小、犬伏小、犬伏東小、城東中）
○外国人児童生徒教育拠点校（佐野小、天明小、植野小、犬伏小、城東中）



日本語教室での授業

施策6	連続性・一貫性のある教育の推進
------------	------------------------

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題
<p>○ 幼小や小中等の間に切れ目がない、連続性・一貫性のある教育を進めることの重要性が増し、全国的に多くの取組が実践されています。</p> <p>平成18(2006)年には教育基本法が改正され、第5条第2項に義務教育の目的が明記されました。</p> <p>そして平成19(2007)年には学校教育法の第21条が新設され、義務教育の9年間に共通した目標が規定されました。</p> <p>本市でも幼小連携、小中一貫教育、中高連携の推進を図り、各段階をつなぐ取組を積み重ねてきました。</p> <p>○ 小中一貫教育については、本市の義務教育の特徴として、平成24(2012)年度から推進しており、中学校区ごとの推進ブロックでは育成を目指す児童生徒像やランドデザインを設定し、小学校と中学校の教員が共通認識の下、9年間の学びの連続性を意識した教育活動に取り組んでいます。</p> <p>○ 令和2(2020)年度に開校した本市初となる義務教育学校「あそ野学園義務教育学校」の取組をモデルとして、さらに小中一貫教育を推進していきます。</p> <p>○ 幼小、小中等の各段階の円滑な接続を図り、連続性・一貫性のある教育を展開することは、子どもたちの健やかな成長や新しい時代に必要な資質・能力の育成のために重要です。</p> <p>今後もその重要性を認識し、本市における取組の推進を図ります。</p>

	成果指標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	教科の接続等について、中学校と連携している小学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	55.5%	94.0%
2	小中合同の授業研究などの合同研修を実施した学校の割合	100%	100%

施策6	連続性・一貫性のある教育の推進			
主な取組	(1) 小中一貫教育の推進と充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
本市では、平成24(2012)年から小中一貫教育を推進し、令和2(2020)年4月にあそ野学園義務教育学校、令和5(2023)年4月に葛生義務教育学校が開校しました。今後も、義務教育9年間を一体的に捉え子どもたちの成長と学びの連続性を重視した教育のより一層の推進と充実を図ります。				

具体的な方策	内容
①各推進ブロックのグランドデザインに基づいた小中一貫教育の推進	各推進ブロックで設定したグランドデザインに基づき、子どもたちや教職員の交流や連携を図り、系統的な学習指導やきめ細かな児童・生徒指導を推進します。
②あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校の取組や成果等の共有	義務教育9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施しているあそ野学園義務教育学校や葛生義務教育学校の取組や成果等を市内各学校で共有化し、小中一貫教育をより一層推進します。

関連事業、会議・研修等	
○第2次小中一貫教育推進計画	○小中学校適正配置推進事業



小中一貫推進ブロックの研修



乗り入れ授業※1

※1 乗り入れ授業：義務教育学校前期課程の授業を前期課程の担任と後期課程の教諭が一緒に行う授業。

施策6	連続性・一貫性のある教育の推進			
主な取組	(2) 小中高連携、幼小連携の推進			
人づくりの柱	人材育成	—	環境整備	○
市内の公立・私立の義務教育段階の学校間及び高等学校との連携、市内の保育園・認定こども園と小学校・義務教育学校前期課程における連携による情報の共有と活用を通して、円滑な接続と学校生活への適応支援を推進します。				

具体的な方策	内 容
① 市内公私教育連絡協議会の運営	市立学校と市内の県立学校、私立学校で公私教育連絡協議会を設置し、課題の共有、学校間の連携推進等に取り組み、効果的な児童・生徒指導や進路指導等の推進を図ります。
② 幼小連携教育研究会の充実	幼小の教員が互いの教育を理解し、見通しをもって教育活動を展開できるよう、佐野市教育会と市教育委員会の共催による幼小連携教育研究会（平成5（1993）年発足）での研修や研究協議の充実を図ります。
③ 「スタートカリキュラム」による円滑な幼小接続の推進	各小学校・義務教育学校前期課程において編成した幼児期の学びの芽生えと児童期の自覚的な学びをつなぐ「スタートカリキュラム」※1を通して、子どもたちが小学校生活に円滑に移行できるように努めます。
④ 中高連携の推進	生徒指導や進路指導に関して市内の中学校・義務教育学校後期課程等と高等学校での情報共有等の連携推進を図ります。

関連事業、会議・研修等

- 公私教育連絡協議会設置事業
- 幼小連携教育研究会



幼小連携教育研究会

※1 スタートカリキュラム：小学校や義務教育学校に入学した児童が、幼児期の遊びや生活を通じた学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し学ぶことができるようにするため、生活科を中心に合科的・関連的な指導の充実を図るためのカリキュラム。

施策7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題
<p>○ 経済社会構造の変化に伴い、職業の変化や新たな職業の誕生、雇用形態の多様化や就労期間の長期化等が起こることが予測されています。 本市では、子どもたちが働くことの意義を理解し、将来に夢や目標をもち、自立した社会人となれるようキャリア教育の充実に努めています。</p> <p>○ 現代社会に関する様々な課題、今後起こりうる新たな課題について、自らの課題として捉え、行動しようとする力を子どもたちに身に付けていくことが求められるため、各学校では様々な機会において計画的に取り組んでいます。</p> <p>○ 国際社会の共通課題として、持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成が必要とされており、平成27（2015）年の国連サミットにおいては、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。 各学校では、総合的な学習の時間や関連する各教科の学習を通して、子どもたちが主体的に社会に関わる力の育成に努めています。</p>

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	「将来の夢や目標を持っている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	73.7%	86.0%
2	「地域社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	80.6%	85.0%

施策7	主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進			
主な取組	(1) キャリア教育の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
学校や地域の特色、子どもたちの実態を踏まえ、全教育活動を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けた基礎を育みます。				

具体的な方策	内 容
①体系的・系統的なキャリア教育の推進	子どもたちの義務教育9年間におけるキャリア発達を長期的に支援する観点に立ち、小学校、中学校及び義務教育学校前期課程・後期課程の各段階の取組を踏まえた体系的・系統的なキャリア教育の推進を図ります。
②「キャリア・パスポート」の活用	キャリア教育における学習活動を記録し蓄積する「キャリア・パスポート」を通して、自らの学習状況やキャリア形成に関する自己評価を行い、主体的に学びに向かう力等の育成を図ります。
③地域や地元企業等との連携推進	「マイ・チャレンジ」等の職業体験では、地域や地元企業等との連携を進め、子どもたちの勤労観・職業観の育成に努めます。
④信頼される進路指導の推進	子どもたちが適切な進路を主体的に選択することができるよう、子どもたちや保護者から信頼される進路指導を推進します。

関連事業、会議・研修等	
○キャリア教育推進事業	○中学生マイ・チャレンジ事業
○資格試験等受験料助成事業	



中学生マイ・チャレンジ事業

施策7	主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進			
主な取組	(2) SDGsと関連付けたESDの推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	—
人口減少、環境問題、貧困、平和、エネルギー、消費者問題、若者の政治離れ等の現代社会の様々な課題を自らの課題として捉え、行動しようとする力を培うことができるようSDGs（持続可能な開発目標）と関連付けたESD※1（持続可能な開発のための教育）を推進します。				

具体的な方策	内容
①教科横断的、探究的な学習によるESDの推進	総合的な学習の時間を中心に、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを工夫し、探究的な学習によるESDを推進します。
②各教科を通じたESDの推進	各教科の学習内容と現代社会の様々な課題を関連付けながら、子どもたちが新たな価値観を学んだり、行動等の変容につなげられたりするような授業を展開します。

関連事業、会議・研修等
○学校教育指導計画作成事業
○学校訪問（共同訪問・計画訪問・要請訪問）
○市内各学校による佐野市議会見学と傍聴
○消費生活センター運営事業
○消費生活啓発推進事業



佐野市議会議場見学



SDGsについての校外学習



思春期保健授業での保育体験

※1 ESD：持続可能な開発のための教育（education for sustainable developmentの英語の頭文字）。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるように、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。

施策8 科学技術の基盤となる教育の推進

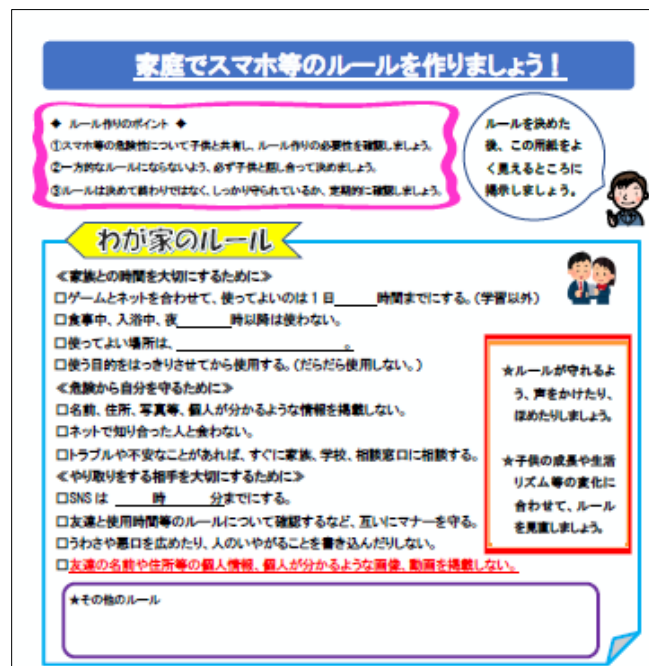
人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題

- 日本の子どもたちの理数教科への関心は国際的に低いとされ、理数好きの子どもたちの裾野を拡大することが求められており、本市でも課題の1つになっています。
- 子どもたちの「情報活用能力^{※1}」の育成の必要性が高まり、平成29(2017)年に告示された学習指導要領では、「情報活用能力」が言語能力等と同じ「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。
併せて、小学校では各教科の特質に応じたプログラミング教育の必修化、中学校では技術・家庭科(技術分野)のプログラミングに関する内容の充実が図られました。
各学校では、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施し、情報活用能力の向上に努めています。
- ネット依存やネットいじめ等のトラブルが社会問題化しています。各学校では、子どもたちにデジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力であるデジタル・シティズンシップの育成に取り組んでいます。
- SNSで知り合った人に会ったことがある等の事例も発生しており、子どもたちが痛ましい事件に巻き込まれないよう家庭と協力し、より一層の情報モラル・マナーの徹底を図る必要があります。
そのため、本市では、携帯アピール文の作成と配布等を通して学校・地域・家庭で連携した取組を継続して行っています。

※1 情報活用能力：コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等を含むものを指します。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	「算数(数学)の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	—	72.0%
2	「理科の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	—	60.0%
3	児童生徒のICT活用を指導することが「できる」「ややできる」と回答した教職員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	80.7%	100%



携帯アピール文(一部)



算数の授業(小学校)



プログラミングに関する授業(中学校)

施策8	科学技術の基盤となる教育の推進			
主な取組	(1) 理数教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの科学への関心や学習意欲を高められるように算数・数学や理科の授業改善を図るとともに、科学の楽しさを体験できる機会の創出を図ります。				

具体的な方策	内 容
①日常生活等の関連を見いだす活動や観察、実験等の探究学習の充実	理数教科での日常生活や社会との関連から問題を見いだす活動や見通しをもった観察、実験等の探究学習の充実を通して、STEAM（スティーム）教育 ^{※1} の基盤となる資質・能力の育成を図ります。
②佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実	理科研究発表会などの子どもたちが科学の楽しさを体験する機会を提供している佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○「佐野の子どもの理科研究」（佐野市科学教育連絡協議会）の発行 ○調査研究事業 ○パワーアップ研修講座



中学校理科の授業



理科研究発表会

※1 STEAM教育：STEM（science, technology, engineering, mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習のこと。

施策8	科学技術の基盤となる教育の推進			
主な取組	(2) 情報活用能力の育成			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの発達の段階を踏まえ、教科等横断的な視点で情報活用能力（プログラミング的思考 ^{※1} やICTを活用する力を含む）の育成を図ります。				

具体的な方策	内 容
①プログラミング教育の推進	各学校の適切なカリキュラム・マネジメントの下、子どもたちのプログラミング的思考等の育成を図ります。
②情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関わる支援の充実	市教育センターに情報教育アドバイザーを配置し、ICTを活用した授業支援や教員研修の支援等、教育の情報化全般に関わる支援の充実を図ります。
③デジタル・シティズンシップ教育の充実〔再掲〕	※参照先 【基本的方向1】 【施策2】 【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進

関連事業、会議・研修等		
○情報教育アドバイザー活用事業	○調査研究事業	○情報教育研修会
○パワーアップ研修講座	○携帯アピール文の作成と配布	



情報教育アドバイザーの授業支援



プログラミングに関する授業
(小学校)

※1 プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、1つ1つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

施策9 教職員の資質・能力の向上

人づくりの柱との関連			
人材育成	○	環境整備	○

現状と課題

- 教員に求められる資質・能力としては、教職に対する使命感・責任感、変化を前向きに受け止め教職生涯を通じて自律的・継続的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、総合的な人間力、ファシリテーション能力※1、情報活用能力、データリテラシー※2の向上などが必要とされています。※3
- 栃木県教育委員会では「とちぎの求める教師像」を設定し、その具現化を目指しています。
- 全国的に近年の定年退職者数増加に伴う採用者数の増加により、教員の年齢層・経験年数の均衡が崩れ始め、かつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることができない状況にあり、継続的な研修を充実させていくことが必要とされています。
本市では、職層等に合わせた研修を実施しており、本市教職員も、学校内外で行われる研修等へ積極的に参加し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。
- 今後も自己研修の受講奨励と効率的、効果的な研修体制整備に努めます。

※1 ファシリテーション能力：話し合い等が生産的、効果的に進むように発言を促し、話を整理し、合意形成や相互理解を支援する力。

※2 データリテラシー：データを理解し、解釈し、分析する能力。

※3 「教師の資質能力の向上等について」令和2(2020)年11月[文部科学省]の「教師に求められる資質能力」及び「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)」令和3(2021)年1月[中央教育審議会]から抜粋。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になどになっていた。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	87.2%	92.0%
2	「授業の内容はよくわかる。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	83.8%	86.0%
3	授業にICTを活用して指導することが「できる」「ややできる」と回答した教職員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	74.3%	100%

とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
人間性豊かで信頼される教師
幅広い視野と確かな指導力をもった教師
教育的愛情と使命感をもった教師

栃木県教育委員会



市教育センターでの夏季研修



嘔吐物処理の訓練



教職員研修(特別支援教育)



市初任者等研修会

施策9	教職員の資質・能力の向上			
主な取組	(1) 教職員研修の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
豊かな人間性や確かな指導力等を持ち合わせた信頼される教職員の育成のため、校内研修の充実や各種研修会等への参加の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①職層等に合わせた教職員研修の充実	職層と教育的ニーズを踏まえた教職員研修会やパワーアップ研修講座※1の充実を通して、学び続ける教職員としての意識を高め、指導力の向上を図ります。
②OJT※2や現職教育等の校内研修の充実	各学校の実態等に基づいた研究課題を設定し、自主的・組織的な研究を推進するとともに、必要に応じて指導主事等を活用した校内研修の充実を図ります。また、教職員のコンプライアンスに関する研修、取組を実施し、信頼される教職員の育成を図ります。
③教職員の知見を広げる教育講演会の開催	佐野市教育会と共催により、教職員としての知見を広げられるよう教育現場を取り巻く様々な課題やこれからの教育に係る内容等について教育講演会を開催します。
④教科指導員による研修支援の充実	教科指導等に専門的な力を有している教員を教科指導員に委嘱し、各学校の研究推進や校内研修等の要請に応え教育活動の振興充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○各種研修会
○教職員の指導力向上事業
○パワーアップ研修講座
○調査研究事業
○教科指導員制度
○教育講演会開催事業



教育講演会

※1 パワーアップ研修講座：市教育センター主催の学習指導等に関する勤務時間外に行う希望研修。

※2 OJT：on the job training 職場内訓練。実際の職務現場で業務を通して行う職業教育。

施策9	教職員の資質・能力の向上			
主な取組	(2) 調査研究等の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
「学び続ける教師」を目指し、調査研究や研究指定校制度を活用し、教科指導等の研究を深め、その成果を市内各学校で共有し、教職員の資質・能力の向上を図ります。				

具体的な方策	内 容
①調査研究の推進	市教育センター調査研究委員会において、学習指導や教育における今日的課題に関する調査研究を実施し、その成果の共有と活用を図ります。
②研究指定校における研究の推進と共有化	市教育委員会指定等による人権教育をはじめとする研究学校において実践的な研究を推進し、その成果の共有と活用を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○調査研究事業	○研究指定校制度



調査研究委員会



人権教育研究発表会